



ヨーダ通信

2011年6月号
【No.30】

安井信一税理士事務所 TEL: 03-3374-5666 FAX: 03-3377-8665

■■■ このFAXは、当事務所と何かのご縁があった方にのみ、差し上げている通信誌です ■■■

◆「マイケル大久保です！」◆

こんにちは！安井事務所の久保です。実は、私は学生時代、(空手と並行して)ロックバンドをやっていました。中学3年のとき、初恋の人がフォークソングをやっていたから…という不純な動機からアコースティックギターを始めたのですが、その後の二人のギタリストとの出会いでエレキギターに握り替えました。最初の出会いは高中正義でした。『虹伝説』というアルバムに衝撃を受け、エレキギターを購入すべくアルバイトを始めました。次の出会いはドイツ人のマイケル・シェンカーというギタリストで、彼との出会いは私の音楽観をも変えるほどでした。ちなみに、初めて購入したギターは彼のコピーモデルでした。



当時は、ちょっとしたバンドブームで、私も高校2年のときにバンドを結成しました。高校のバンドといえば文化祭ですが、新設校だったため、文化祭でバンドの演奏をするというのが(アンプにつなげて大きい音を出すことが許可されておらず)そもそもありませんでした。そこで、ご近所に挨拶まわりをして署名を集め、学校との会議を積み重ね、ようやく許可にこぎつけました。

さあ、念願の文化祭！と言いたいところでしたが、当日演奏できるバンドの数は限られていて、抽選にもれてしまいました。中心となって尽力してきたのに、その年の文化祭では演奏できませんでした…(涙)。しかし、文化祭がすべてではありません。ほかのところで発散はしていました。もちろん、翌年にはあらゆる手を尽くして出場権を勝ち取り、大盛り上がりしたのは言うまでもありません。高校を卒業すると、それぞれの進路でバラバラになり、バンドは自然消滅してしまいました……。

あれから何年経ったでしょうか。偶然にも、当時のメンバーの息子が私の娘と同じ学校にいて、その学校の文化祭のバンドを一緒に見に行ってきました。時代の流行に戸惑いながらも、「おれたちの方が上手かったね。」なんて話でひとしきり盛り上がったのですが、その元バンドメンバーが最近ギターを再開したと聞き、私も久しぶりにギターを押入れから引っ張り出してみました。



た。ここ数年、子育てが終わった世代が、おやしバンドとして復活！などという話をよく耳にするので、私も、おやしバンドとしての復活を、考えているところです。

私は、前述のマイケル・シェンカーというギタリストに強烈に憧れていました。どれほどかと言いますと、高校時代は、私を知っている全ての同級生から「マイケル大久保」と呼ばれていたほどです…(汗)。そもその始まりは、自己紹介のときに「マイケル大久保です。」と、勝手に名乗ったことがきっかけなのですが…(笑)

◆ピエール佐藤のおもしろフランス生活記◆

『地下鉄は、気をつけましょう！』

ヨーロッパは階級社会のため、エリートの人たちと一般の人たちとで分けられていることがあります。

ロンドンなどでは地下鉄にも一等車両と普通車両がありますね。日本人は一等車両に乗ってしまいがちですが、実は違います。これは、お金があるから乗れるわけではありません。今日はちょっとお金持ってるからと、一等車両に乗ってしまうと、本来、





(続き→)乗る資格のある人たちから、変な目で見られてしまいます。みなさんも気をつけてくださいね！

それからもうひとつ、パリの地下鉄で気をつけて頂きたいことがあります。それは、最終電車です。その(深夜の)時間帯に、ホームでひとりで待っていたりすると、危険です。お金目当てのこわい人たちが数名で近づいて来てしまいます…。くれぐれも、ご注意ください

◆心の目で見ると相続◆

みなさま、こんにちは！ 税理士の安井です。わたくし共の事務所では、相続対策や相続税申告のご相談をたくさんいただいております。今回は、相続に関するご相談で、日ごろ心がけていることとお話いたします。

そこそこの資産をお持ちのご主人が亡くなったときのことで、奥様とお子さんたちとで、誰が何を相続するかを決めなくてはなりません。遺産分割と言いますが、これがけっこう大変です。平等に分けたいと、皆が思うのですが、何が平等かがよく分からなくなってしまうのです。

税法で評価された価額だけを見て、平等だ！と言っても、ゴルフに関心のないお嬢さんがゴルフ会員権をもらっても役に立たないですし、遠くの山林などは、自宅と同じ価額だからと言っても、誰ももらいたがらないですね。

お子さんたちが揃ったときに、この家の奥様に尋ねました。「お母さん、何をもらいたいですか？」すると、財産は子供たちに相続させてあげたいと思うのでしょう。欲のない奥様は、「自宅をもらいたいです」とおっしゃるのです。ご主人名義のご自宅を奥様が相続なさるのは、ごくごく自然なことです。しかし、私は税理士としてこう申し上げました。「ご自宅がお母さんの名義でなくても、追い出されませんか？ このアパートをもらったらいかがですか？」

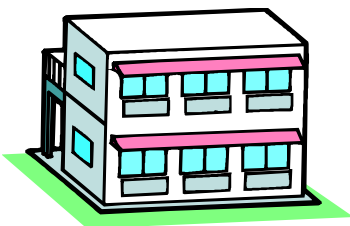
亡くなったご主人は、貸しアパートを何棟かお持ちでしたので、奥様とお子さんたちが各々、アパートを相続することになりました。結果は上々でした。奥様は、アパートからの収入があるので、子供に生活費の面倒をかけることなく、経済的な安心を得ました。

さて、アパートといっても色々あるので、各々が相続したアパートの価額はマチマチです。これを不平等だ！といって争うと、4棟あるアパート各々を4人の共有名義にして…という大変面倒な分け方になってしまいます。分けるときや登記のときに面倒なだけならよいのですが、イザ建て替えたい、売りたい、となったときに、4人全員が同意しないと事が進みません。ですから、私も担当スタッフも、後々のことを考えて決めるようみなさまにアドバイスしてまいりました。

税額を安く抑える分割方法や、何を相続したら後々役に立つのかなど、実際の遺産分割で考慮することは様々あります。相続する物件や預金の金額にとらわれすぎたり、自分が払う税額だけに目が

行ったりする傾向は免れません。しかし、税理士としては、相続人全体が節税できるよう考慮すること、そして、相続したものが後々役に立つ、つまり価値を発揮できること、もっと言えば、相続人のみなさまがより幸せになれることに、主眼を置いて見つめていきたいと、いつも思うのです。

相続には色々な考え方がありますが、『税理士が見つめる相続』といったものにも触れていただければ嬉しく思います。



◆発行元◆

安井信一税理士事務所 〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 2-4-1 パールハイツ笹塚 501
TEL:03-3374-5666 FAX:03-3377-8665 HP:<http://www.zeirishi-expert.jp/>